

## 2015年短期登録選手制度実施概要

### (1) 選手の選定、資格等について

- ① 人数 … 5名。(2014年の短期登録選手(3名)+2015年新規登録予定選手(2名))。
- ② 登録期間 … 2年。
- ③ 出場期間 … 4月から9月の6ヶ月間。通算で3ヶ月以上の滞在を義務付け。
- ④ 資格 … 自転車競技の国際大会及び日本国内の競輪で優秀な成績を収めた者。

### (2) 外国人講習、資格検定について

- ① 外国人講習 … 日本競輪学校・JKA事務所において実施する。
- ② 実施時期 … 4月の1回のみ(2015年が登録1年目となる選手、登録2年目となる選手同時に対応、これ以外の時期は実施しない)。
- ③ 講習中の滞在先 … 日本競輪学校近隣施設とする。なお講習終了後も基本的に日本競輪学校近隣施設に滞在するものとする。
- ④ 資格検定 … 2015年が登録1年目となる選手に対して学力、人物、整備技術、身体検査について実施(実技項目は基本的に実施しない)。

### (3) 自転車について

- ① 使用自転車 … NJS仕様のスチール製フレームとする。

### (4) 外国人選手に関する事項について

- ① 級班 … S級2班とする。
- ② 登録府県 … 外国(自国)扱いとする。
- ③ 期別 … 便宜上999期とする。
- ④ 違反行為に対する制裁 … 失格30,000円、重注10,000円、走注5,000円の違反金を徴収し、違反点は付与しない。あっせん停止、あっせんをしない処置、あっせん保留については該当する失格行為、非違行為等があった場合、日本人選手と同様の制裁を行う。

(5)外国人選手のあっせん、番組上の取扱いについて

- ① あっせん本数 …… 月2～3本とし、日本人選手と同等に取り扱う。
- ② 1開催のあっせん人数 …… 可能な限り外国人選手の単独あっせんに回避し、原則2～3名とする。
- ③ あっせんする開催のグレード ……原則F Iとする。
- ④ 誘導、補充 …… 対象としない。
- ⑤ 番組編成 …… 原則、日本人選手と同様に取り扱う。

(6)外国人選手の競輪参加中の取扱いについて

- ① 通訳 …… 事前に講習を受け、競輪に関する制度及び開催現場での必要な知識等を持った通訳者が外国人選手に帯同する。外国人選手と通訳は事前に契約を行う。